

公益財団法人 日本サッカー協会  
2017年度 第11回理事会

決議事項

1	臨時評議員会開催の件
	<p>以下の通り、臨時評議員会を開催したい。</p> <p>1. 開催日時：12月16日（土）13:00～</p> <p>2. 会場：日本サッカー協会</p> <p>3. 議題：(1) 決議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">① 評議員1名選任の件</p> <p style="padding-left: 2em;">② 定款 改正の件</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 評議員会運営規則 制定の件</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 2018年役員を選任及び会長等の選定に関する規程 制定の件</p> <p style="padding-left: 2em;">⑤ 2018年会長予定者の選出に関するガイドライン 制定の件</p> <p style="padding-left: 2em;">⑥ 会長予定者選出管理委員会 設置の件</p> <p>(2) 報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">① 2018年度 事業計画の件</p> <p style="padding-left: 2em;">② 2018年度 予算の件</p> <p style="text-align: center;">※今後の予定：2018年1月27日（土）臨時評議員会</p>
2	国際委員会 委員追加の件
	<p><b>（決議）資料No.1</b></p> <p>下記の者を在海外 国際委員に追加したい。</p> <p style="padding-left: 2em;">上村 司 （駐サウジアラビア日本国大使）</p>
3	各種規則 改正の件
	<p>2018年1月以降の事務局組織編成及び人事制度改定に合わせ、以下の規則を別紙の通り改正したい。</p> <p>改正する規則：(1) 事務局組織運営規則</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 事案決裁規則</p> <p>変更理由：職能資格制度導入による資格、職位変更に対する対応</p> <p>主な変更点：(1) 事務局職員に職能資格を導入すること</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 職能資格導入に伴い、一部役職の改名、廃止を行うこと</p> <p style="padding-left: 2em;">※一部役職の廃止に伴い、業務上必要な職員には職名（対外呼称）付与する。</p>
4	競技者の用具に表示するスローガン、メッセージまたはイメージの件
	<p>2018/2019 競技規則改正の通達（報告事項 議題No.15）に関し、第4条（競技者の用具）の日本サッカー協会の解説部分の文言を以下の通りとしたい。</p>

日本サッカー協会の解説

「表示が認められるスローガン、メッセージまたはイメージの具体的内容については、関係各所と検討を進める必要があるため、日本協会では、当面の間、本協会が特別に認めたものを除き、あらゆるスローガンやメッセージの用具における表示を認めないこととする。」

<理由>

スローガン、メッセージ及びイメージについては、用具への表示が認められていなかったが、今回の競技規則改正により、競技会主催者、各国協会が認める場合は表示することが可能となる。表示を認める基準については、各種連盟等の関係者と検討する必要がある、現段階でスローガンやメッセージの表示を認めると現場での混乱が大きいこと、また他国の適用状況を見た上で判断することが適切であるため、日本国内では当面はあらゆるスローガンやメッセージの表示を認めないこととしたい。

【参考（報告資料 No. 4 より抜粋）】

**第 4 条 - 競技者の用具**

スローガン、メッセージ、イメージ及び広告

次のガイダンス（2018/19 競技規則第 4 条に挿入されることになる）は、競技会主催者、各国協会、大陸連盟また FIFA が競技者の用具上に何を明示できるのか決定する際の援助となる。

**原 則**

- 第 4 条は、競技者、交代要員、交代して退いた競技者が着用するすべての用具（衣服を含む）に適用される。その原則は同様、テクニカルエリアにいるすべてのチーム役員にも適用される。
- 次のものは、（通常）認められる：
  - ・ 競技者の番号、氏名、チーム紋章やロゴ、サッカーの試合やリスペクト、高潔性（インテグリティ）の促進を首唱するスローガン/エンブレム、更には、競技会規定あるいは各国協会、大陸連盟または FIFA の規定により認められる商業的広告。
  - ・ 試合にかかる事柄：対戦チーム、試合日、大会またはイベント、会場
- 表示が認められたスローガン、メッセージまたはイメージは、シャツの前面、袖またはアームバンド上に限られるものとする。
- スローガンやメッセージあるいはイメージは、キャプテンのアームバンド上のみに表示されることが認められるケースがある。

**競技規則の解釈**

スローガン、メッセージまたはイメージが認められるかどうかの解釈をするとき、**第 12 条（ファウルと不正行為）**に目を向けるべきである。そこには、競技者が次の不正行為を行った場合、主審は対応する必要があるとしている：

- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振りをする。
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動をする。

これらの部類に入るスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない。

“宗教的な”また“個人的な”ものについては比較的判断しやすいが、“政治的”なものについてはやや曖昧である。しかし、次のようなスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない：

- 生存、死去にかかわらず、個人に関するもの（公式競技会名の一部である場合を除く）
- 都道府県や市町村、地域または国家レベルの政党、政治的組織、結社等
- 都道府県や市町村、地域または国家政府あるいはそれらの部局、事務所または部署
- 差別的な組織
- 数多くの人々を傷つけようとする目的を持つまたは行動する組織
- 特定の政治的行動やイベント

国内、国際的な大きな記念イベントを開催するとき、相手チーム（そのサポーターを含む）及び一般観客のことを慎重に配慮する。

競技会規定には、具体的に、表示が認められるスローガン、メッセージ、イメージ及び広告の大きさ、数、表示位置に関して、詳細な規制や制限を含めることができる。スローガン、メッセージまたはイメージに関する論議は、試合や大会が始まる前に解決しておくことが勧められる。

日本サッカー協会の解説

※決議事項 議題No.4 参照

### 5 「2018年度9地域FA活動支援金」の交付の件

#### （決議）資料No.2

これまでJFAが地域サッカー協会（以下「9地域FA」）に対して各交付要項に基づき交付していた「9地域FA基盤強化支援金」及び「9地域FA公益目的事業活動支援金」を、以下の通り、2018年度は「2018年度9地域FA活動支援金」として一括交付することとしたい。

#### （1）これまでの補助金制度

- ① 「9地域FA基盤強化支援金交付要項（2016年度～2018年度版）」に基づき、各9地域FAに一律10,000千円の事務局運営補助金（人件費及び事務所費等）を交付。  
※ JFAが事務総長等を出向させていたFAは5,000千円の補助金額
- ② 「9地域FA公益目的事業活動支援金交付要項（2016年度～2018年度版）」に基づき、各9地域FAに平均2,222千円の事業費補助金（事業の直接経費）を交付  
※ 補助金額は地域に属する都道府県数に応じて算出

#### （2）変更案（2018年度のみ）

- ① 上記①②を廃止
- ② 新たな補助金として、「2018年度9地域FA活動支援金交付要項（案）」に基づき、各9地域FAに平均12,222千円の補助金を交付するものとし、その用途は、公益目的事業及び事務局運営費（人件費及び事務所費等）に充当できる一括交付の補助金とする（各9地域FAに交付される補助金額の増減はなし）。なお、事務局運営費への充当については10,000千円を上限とする。

6 イラン・イラク地震に対する支援の件

イランとイラクの国境地帯で 11 月 12 日に発生したマグニチュード 7.3 の地震により、11 月 15 日までに両国の死者数は少なくとも 440 人、負傷者は 8 千人以上に上り、そのほとんどがイラン国内で発生している。今回の地震で被災された地域の一刻も早い復旧を願い、以下の通り支援を実施したい。

《支援内容》イランサッカー連盟に義援金として US\$ 20,000 を寄付。

【参考：最近の災害時支援実施内容/国外】

(1) 2009 年 2 月 オーストラリア山火事

① JFA から義援金 2,000,000 円

② 2010 FIFA ワールドカップアジア最終予選オーストラリア戦での募金 340,270 円

③ 計 2,340,270 円をオーストラリアサッカー連盟に寄付

(2) 2011 年 2 月 ニュージーランド地震

ニュージーランドサッカー協会に義援金として 2,000,000 円

(3) 2011 年 7 月 タイ洪水被害

タイサッカー協会に義援金として 2,000,000 円

(4) 2011 年 8 月 カンボジア洪水被害

カンボジアサッカー協会に義援金として 1,000,000 円

(5) 2011 年 10 月 トルコ東部地震

トルコサッカー協会に義援金として 2,000,000 円

(6) 2013 年 11 月 フィリピン台風 30 号被害

フィリピンサッカー協会に義援金として US\$ 20,000

(7) 2015 年 4 月 ネパール大地震

ネパールサッカー協会に義援金として US\$ 20,000

(8) 2016 年 4 月 エクアドル地震

エクアドルサッカー協会に義援金として US\$ 20,000

(9) 2016 年 8 月 イタリア中部地震

イタリアサッカー連盟に義援金として US\$ 20,000

(10) 2017 年 9 月 メキシコ中部地震

メキシコサッカー連盟に義援金として US\$ 20,000